

議会運営委員会

平成18年6月21日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄

○里川宜志子

松田 正

浦野 圭司

三木 誓士

中西 和夫

中川議長

2. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

峯川 敏明

3. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 浦野委員、三木委員

委員長

おはようございます。委員の皆さんにはご苦労さまでございます。
全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開催いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

本日の会議録署名委員に、浦野委員、三木委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事はレジメに記載のとおりであります。

1. 協議事項（1）平成18年第3回斑鳩町議会定例会についてまず、付託議案について、本会議から当議会運営委員会に付託されました、①要請第1号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題と致します。

要請書について事務局長に朗読願います。

事務局長

（ 要請書朗読、説明 ）

委員長

要請書につきまして、取扱い等を含め、委員皆様のご意見をお聞き致します。

松田委員

これは、次の付議議案の取扱いの所を見ても、もう既に採択されてる事になってるわけよ、これ満場一致で。とすると、議論をする価値とかそういうものは無くてね、それはもう採択されたものという事で受けとめていく以外にしゃーないんちゃうかなと、もう結論出てしもてるように書いてあるということですけどね、それで審議せーということ自身がどーかなという風に思うんやけどね、この辺はどういう事になってんのかな。

委員長 ちょっと松田委員の最初の意見として私も困るんですが、この3番目の追加日程については、他にもある可能性もありますので、一応議案書として上げさせて頂いております。それは言い逃れだと思っんですが、それで松田委員の方には最初に発言をして頂きましたけども、委員の皆様にはご理解願いたいなと思いますのは、前回のこの要請書を取扱うにつけて、議会運営委員会で色々意見を頂きました。その中でも松田委員もおっしゃってることもありましてし、議会運営委員会に付託したらどうやという意見、満場一致で決めさせて頂きましたし、その事も踏まえてまたよりいい意見を頂いて、実のあるものにできたらいいなと、そのように私は委員長として考えておりますのでよろしくお願い致します。

松田委員 僕はね、結局、手続きとしては審議付託されてるんですから審議することは当たり前やと思うんやけども、もう結論が出てるという関係でいくと、書かれているということはね、あまり議論の余地がないんとちゃうかという事を判断された様な事やと思うんですよ。だからこの辺は見込みをしてるという事で理解はするんですけどね、しかも付託をされた情景、前回の議運の経緯から見てそこは判断されてやむを得んと思うんですけど、あえてね、議論があれば別ですけども、議論がなければね、時間の無駄でもありますし、採択なら採択の方で決めてね、確認をして終つといたらどうかなと思うし、特にあればね意見を言ってもらっても結構だという風には思うんです。それはどっちでも構いませんけどね、そういう風に一応結論出てるという事であれば、審議する事自身が一体どうなんかなと思うからね、その辺については時間的な事も十分判断した上でご配慮頂いたら結構かなという風に思います。

委員長 今の松田委員さんのご意見なんですが、他の委員さんでその様な事で採択か不採択だけ諮らして頂いてもよろしいでしょうかね。

三木委員 結果的には採択で結構なんですけど、私この件に関しましてはね、一

言あの、大手銀行がね、サラ金業者に融資してるというね、またその系列下にまたサラ金業者がいるというね、その辺の所は根本的な問題としてちょっと考えなければいけない問題でもあるんじゃないかなと思ってます。ですからそういう意味では今後のその辺も含めて経緯をもうちょっと見たいと思ってるんですけども、一言だけその事を申し添えておきます。結論的には、採択ということによろしいんじゃないかという風に思います。

委員長

それでは他の委員さんでその件について、もしご意見なければ。

それではこの要請文を議会運営委員会として、採択する事にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。それではその意見書(案)が添付されておりますが、この意見書の内容は長文でもありますが、どのように取り計っていかしてもらったらいいか、ご意見頂きたいと思いますが。

近隣の動向は、先程、事務局長の方から説明がありましたとおり、河合町と王寺町はこの原案どおりということで理解してよろしいね。意見書案について何か付け加える事、またここはちょっとまずいんじゃないかなということもございましたらご意見をお伺いして、いいものに、斑鳩町議会としてのいい意見書に纏めたいなと思いますので、忌憚のないご意見を頂きたいと思いますが。

三木委員

これ内容ですね、把握してというのもちょっとどうかなと思うんですけども、ちょっと難しい事もあるんじゃないかなと思うんですけども、右へならえというのもなんか言葉おかしいですけど、河合町、王寺町と同じ様にという形でよろしいんじゃないかと思うんですが。

松田委員 僕はよく中身見てて、法律的なことよく分からんけどね、常識的に見て、確かにこれでは問題あるんやろなと思うからね、ちょっとくどくど書いてるように思うけども、一応こんでいいのちやいますか。趣旨が大事、書かれている事について了承してるんやからね、その趣旨と同じようなこと書いてるんやから、特別に反対せんでもいいんと違うかなと思います。

委員長 ありがとうございます。
それではこの通りという事で、一応事務局の方で用意しておりますので、配ってもらいます。

(資料配布)

委員長 それでは、何かこうして用意してたという事になりますが、皆様のご協力でこのように意見書を提出するということに異議はないということですので、最終日の本会議で提案させてもらうという事になりますが、提案者は私の方でさせていただきますてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 提案は委員長でさせていただきますので、よろしくお願ひ致します。
次に、②付議議案の取扱いについてを議題と致します。
付議議案につきましては、本会議最終日に委員長報告の後、表決となりますが、各委員会に付託されておりました付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思ひます。

総務常任委員会に付託されておりました議案第39号については、賛成多数で可決すべきものとなったことから、本会議では討論となりますが、討論は、従来どおり賛否それぞれ1名ずつということによろしいですか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は各1名ずつで確認を致しておきます。

次に、建設水道常任委員会に付託されておりました陳情2件は、継続審査とされております。それ以外の付託案件は、全て満場一致で可決、認定がされております。

最終日の全員協議会協で、議長から確認をしていただきますが、付託案件で討論を予定されている案件をお聞きしているものはございませんか。

(な し)

委員長

今のところ、討論の申し入れはないという事で議会運営委員会は確認いたしておきます。

次に、③追加日程についてを議題と致します。

先ほどご審議願いました要請書の意見書の取扱いについてですが、各付議議案の採決が終了した段階で、各委員会からの閉会中の継続審査の申出の前に、議員発議として追加日程を議題に上げ、順序を変更して審議をお願いするという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

そのように進めてもらうということで確認を致しておきます。議長にはよろしく願いいたします。

他に意見書提出等の提案を予定されているものがあれば、お聞きしておきたいと思いますが、そのようなことで、ございませんか。

里川委員

7月1日から施行となりました、そういう形で県議会の方で議決をされている奈良県の少年補導条例について、この件については問題点があ

るという事で、私たちは意見書を県の方へ提出をしたいという風に考えておるのが一件と、それと医療制度改革がこの6月で可決になりましたが、今後のやはりあり方などについても、是非とも意見書の方を提出したいなという風に考えているところですので、最終日までに提出をしたいという風に考えているところですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 里川委員の方から2件の意見書提出を予定してるといふ事で、議長次第の方にもかかわりますので、早い目にお知らせいただければいいかなと思ひますし、また、できるだけ意見書提出されるのであれば、皆さんに協力してもらえるように、早くまとめていただければいいと思ひますので、その点もよろしくお願ひいたしておきたいと思ひますが、この2件の提出された段階で同じような追加日程の取扱いといふ事で、そのように扱わせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 事務局の方で、当日でも可能ですか。

事務局長 議長次第に関わります。題名、意見書の内容は別として、題名だけでも先にいただけたら、正式な題名、書類を作らせていただく予定をしております。それから、だいたいの案みたいなものがあれば、事務局へお渡ししていただければ、有難いと思ひます。今まだ無理でしょうか。

里川委員 少年補導条例については、だいたひ文書の方はもう出来上がっています。医療制度改革の関係については、まだ現在ちょっとまとめ中といふ事で、タイトルも含めまして早急に事務局の方へ案を示せるようにしたいと思ひています。少年補導条例はどうでしょうか。文書としては一定のものは作れてるんですけども。

委員長 今、事務局長が言うてますのは、議長次第の件とそれから文書の整理という事をお願いしてる事でもありますし、内容については提出者の、議会運営委員会へだしていただかなくても、議員皆さんに個別に色々協力を求めていただければいいのかな。議会運営委員会を出していただいて、その中で色々考えても、やはり議員一人ひとりの考え方もありますので、できればそういう形をとっていただければ、委員長としていいのかなと思うんですが、議会運営委員の皆さんはどうでしょうかね。私は今そのように直感的に考えたんですが、この場所に、用意出来てあるんだったら一応見せていただくという事に、諮りましょうか、どうしましょう。

三木委員 今まで、そういう意見書等があればですね、個々に皆さんにまわってお願ひしてたんじゃないかと思うんで、今、少年法のやつは出来てるそうですけれども、個々にという事でいいんじゃないですか。

委員長 医療制度の方はまだちょっと精査されてる段階とお聞きしてますので、そしたら両方出来上がったら個々にお話してもらって、議会運営委員会で先に見せていただくというのは、この際、今の時点ではちょっと控えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

他に意見書提出される予定の事をお聞きされているとか、そういう事はないですか。

(な し)

委員長 (1) 平成18年第3回斑鳩町議会定例会については、以上で終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 次に、(2) 議長諮問についてを議題と致します。

閉会中の議会運営委員会でご意見をいただいておりますように、審議事項について、議長から諮問していただくことになりましたが、諮問書の内容について事務局から朗読してもらいます。

事務局長 諮問書の方を朗読させていただきます。

(諮問書朗読)

事務局長 資料として、前回、答申をいただきました別表を一部つけさせていただいております。それから、その次に町から、審議会等附属機関等の委員選出基準等の見直しについての依頼書文書のコピーをつけさせていただいております。それから、この要綱、また日程につきましては、前回の議会運営委員会で提出させていただいておりますので、本日は資料としては提出はさせていただいてはおりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。それから関連する資料でございますが、議会における附属機関等の委員選出基準のA4版の両面コピー分、それから各委員会の条例規則並びに法の関係部分を抜粋させていただきまして、参考資料として添付させていただいております。この諮問書の内容等、あわせてご審議方よろしくお願いをいたしたいと思います。

委員長 局長の方から朗読していただきました諮問、議長の判はまだいただいております。この内容についても、議会運営委員の皆さんで色々意見をお聞きして、最終的にこういう形という事をとっていきたいと思いますので、あえてまだ私の方へはいただいております。その点についても、皆さんのご意見をお伺いしていきたく思いますので、諮問事項については2点、このように議長の方から提案していただいております。これらの事の進め方について、委員皆様方のご意見をお聞かせ願いたい、このように思いますので、どうぞよろしくお願いします。

松田委員 議長諮問について、ちょっと理解の仕方について解釈を聞いときたい

という風に思うんですけど、諮問の内容に書かれているように、我々の任期中に条例等の改正ができるものについては、先議での答申をせいと、こういう風に言われている、この意味というのはですね、現行法に基づいて今日まで議論をしてきた過程で、前委員長が前回の委員会で指摘をしたような関係についてのみを指して言っているのかどうかという事を確認しときたいと思うんです。ところが、前段で、地方自治法の一部改正が5月31日に行われたという事を言ってるわけですね。だからそれを踏まえて諮問されているようにも実は思うんです。としますと、色々報告は今日までしていただいていますけども、改正された条文をきちっと確認した上でですね、特に例えば今まで言われているような議会の招集権の関係を、議長が出来るとかどうかという関係もあったりするんですけども、そういう関係というものなども含めて言うているのかどうかという事になってくると思うんですよね。議員定数だけの問題でいくと一体どうかという事もありますし、これはやっぱり法律の関係、改正内容をきちっと確認したうえでないと、結論出せない問題もあるという風に思うんです。ところが、ここでは議員の任期中に出せるものはみな出してしまえよという注文をつけられているんですけど、この辺はどういう風にお考えになっているのか、私は現行法に基づく今日までの改めてた面についてですね、ひとつの場面だけを条例改正をせいという事を意図されているのか、あるいは改正自治法に基づく内容についても、間に合うものというのか、あるいは出来るものは確実に出しなさいと、先議して諮問に答えなさいという事を言うのか、その辺について多少確認をしておきたいと思うんです。もしもそうであるとするなら、自治法の改正案された内容そのものの確認ができるように条文提供をしてほしいという風に思うんです。それが今日出てないままに諮問をされているという事については、その辺がちょっと曖昧になってくるんじゃないかなという風に思います。必ずこれは今後議論なってくる形やと思いますから。解釈のほどをひとつお願いをしておきたいと思うんです。それから今ひとつ、②の関係の付属機関の関係ですね、今日確かに色々資料整備をいただきました。だからこれは今後も検討していかなきゃならんなど

思うんですけども、議員の選出の基準だけを言うのかですね、あるいはこの特別職の関係についての報酬のあり方についても合わせて検討していいのかどうかですね、僕は場合によっては、A単価、B単価、例えば現行の分をA単価にするならA単価、B単価という事にして、議員がどうしても出なければならんという風な判断をするものについては、いわゆる報酬の面についてですね、A単価じゃなしにB単価を適用して、特別に設定をするという事にして、委員の出席を可能にするという方法もあるという風に思うんです。こういう関係も含めて、議員の委員の選出の基準の見直しというところの理解をしていいのかどうか、という事について、どうお考えになっているのかという事をまず初めに聞いておきたいと思うんです。解釈の問題です。

委員長

松田委員から今後の取り組み方という事で提案、意見をいただいております。私としては、当然、議長の意見もまた後で聞かせていただくとしまして、私としては当然この議長からの地方自治法の改正案、国会において可決されたところありますという文言がある以上、今後の議会運営委員会での審議の時には資料提供を求めていく予定でありますし、その上に立っての審議だと、そのように解釈しております。

それと、附属機関の委員選出基準についても、今、松田委員から提案されました、提案と言うかこういう考え方も持っていけるんじゃないかなという事で、いろんな意味で財政的な事も考えるという事もありますので、①、②についても、やっぱりリンクしたものであるという考え方に立っての審議をさせていただいて、答申案をまとめていきたい、そのように思っております。よろしく申し上げます。議長の方で、付則することがあれば、ご意見いただきたいと思えます。

議長

今、松田委員の方からのご意見もありましたように、やはり地方自治法の改正があったがために、また議論を深めていただきたいという思いもありますので、この地方自治法の改正案を、ここに資料として添付するのが当然だと思いますので、その点についてはお詫びを申し上げたい

と思います。そういう事でやはり改正された内容を添付して、もう一度資料として出させていただいて、現、今の議員の任期中にできるものを改正、できるものをしていただきたいというのが一点目でございます。二点目の件につきましても、やはり先ほどおっしゃられたように、議員が入らなければ成り立たない委員会もありますんで、先ほど意見として述べられましたように、報酬の方を考えていく、改正していくという風な議論をしていただきたいと思います。

松田委員 一般的には今言われたような事で理解はできるような気がするんですけどね、実は地方自治法の改正の関係を含めて議論をしていくとするならば、言われているように地方自治法の改正内容についてですね、案ではなくて改正されたんですから、改正された部分について確認をしたうえで議論をして結論出せるものは出していったらいいという風にも思うんですけども、そういう立場で実はこの間事務局に聞いたんですね。そしたら事務局としてはまだ改正された内容のものについて、十分把握してないと、議決したという事については把握してるんですけど、内容を、前から説明したような内容と変わりが無いという風には言っておいでになるんですけど、改正した内容そのものについては確認していないという事でありまして、それが今度の、今日の委員会で間に合うのかなという事を言ったんだけど、どうも間に合いそうにないという風に言われていたので、ちょっと今、議長が答弁されていることについて、果たしてそういう事が出来得るのかどうか、ちょっと疑問に思うんですけどね、なぜこういう事を言うのか、私自身も議員定数の関係については、一応法改正特に期待している向きがあつてですね、今までから議論をして、いわゆる複数の委員会に所属できるようにという事を言って、そればかり中心に置いてるんですけども、その事についてはだいたい分かるような気がするし、いわゆる法の発行の施行との関係から見てどうなのか、という事も言えると思うんですけど、その以外の関係について、議長発議の関係やとか何とかの関係はですね、一応出来るのかなという感じもするし、そういう風に確認をした上でないと、なかなか議論が、それは

決まってないとか決まってるとか思惑でものを言うようになってしまいますんで、どうかなという風に思ったんですけど、果たして議長が今お答えになってるような考え方でいけるんかどうかなと、ちょっと責めるでも何でもないんですけど、ちょっと事務局に尋ねておきたいんですけどね、問題があるような気がするんですよ。それが一点と、二つ目の関係はですね、一応含めて考えている件、議論をしてみたいという事がありますから、これはそのように対応してみたいという風に思うんですけど、その辺については、特に②の関係は行政側からの要請もあって、諮問してるんだという事を書かれていますんで、そうするとその辺についての解釈については、行政側と食い違いがないかという関係についての、思いますけども念のためにその件について確認をしておいてほしいという風に思うんです、以上です。

議 長 今、局長に私も確認したところ、まだ改正はされましたものの、きちんとした内容の、資料として提出できるものがまだ情報として入っていないという事ですので、諮問はさせていただいてますが、早々にきちんとした自治法の改正された部分が提出できる時期がくれば、早々に提出をさせていただきたい、その時に議論をしていただきたい、ただ諮問をさせていただいているという事で、その資料が収集できるまで、松田委員おっしゃるように、ちょっと議論は出来ないんじゃないかという風に私も考えております。

委員長 そしたら、事務局長の補足をお願いします。

事務局長 資料の関係ですけれども、議長の方からもおっしゃっていただきましたように、前回に法律案出させていただいておりますが、法律案通り法律の方は議決なったという事で、あと政省令でこの取扱いについては、いつから施行していくのかどうかについては、今のところ公布の日から一年以内で政令で定める日という事で、日にちについてはまだ定かになってございません。それから地方3団体の中で、議会の関係については、

準則とかその辺の関係で、会議規則とかいろんな影響する部分がたくさんあるんで、その辺については見直ししていく必要もあるという事で、参議院と衆議院においても付帯決議案の中でその辺は十分検討するようにならなければならないというふうな付帯決議が出るようでございます。町の方については、全国議長会から県の議長会を通じてこちらの方には書類として回ってきておりません。今、出させていただく資料とすれば、前回までに出させていただいております法律案が、法律に変わったという事の資料だけで、内容については変わりはないという事で、提出させていただくとすれば、新旧対照表と法律、原文そのままという事の資料は出させていただく予定をしております。本日そこらの資料、用意をしておりますので、申し訳ございません。そういう事ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 　ただ今、議長なりまた事務局長からの説明があったという事で、この諮問については、そのような背景のもとで、私たちの方に審議されているという事で、今後議論していくうえでは、事務局の方も最大限の資料収集をやっていただきたい、委員長の方からも申し上げておきますので、よろしくお願ひします。

他に何かこの諮問の件について、ございませんか。

(な し)

委員長 　本日は、この議長諮問については、ここまでとし、引き続き審議をしていくことに致したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 　異議なしと認めます。

本件については、引き続き審議を行っていくことと致します。

次に、(3)次期定例会等の日程についてを議題と致します。

日程案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 第4回の町議会定例会の日程案につきまして説明をさせていただきます。

(日程案説明)

事務局長 内容につきましては、理事者側の方でも概ね了解はしていただいているという状況でございますので、よろしくご審議の方、お願いいたします。

委員長 この日程案について、質疑ご意見等がありましたら、お伺いいたします。何かございませんか。

委員長 初日から一般質問の間、休会とだけ書かれてあって、今、説明受けてまして、以前何かね、議案熟読とか何かそういう表現が何かあったような気がするんですけどね、いつの間になくなったんかなと思うけど、何かの説明の時に議案熟読のために休会にしてるんだという、それと22日ですか、金曜日ですね、局長の方から取りまとめの為の休会を取らせていただいていますという事なんですけど、どうなんです、もう今、そんなんここへ入れやんと。

誰か意見あったら言うてください。

松田委員、何かありましたね。

松田委員 あった、この間は書いてるか書いてないかは別にして、議案熟読の期間や。

委員長 ほっと気付いたんですけどね、なんか休会が多いというような印象を与えんねんやったら、熟読の期間やという事を。

松田委員 説明ではそういう言うてしてくれてんねけどな、今までな。

委員長 広報では、この開会してる日のみを出しておるんですが、会期が長いというような印象もありますし、また長い方がいいという見方もありますし、そして内容を見たら休会が多いやんかと言われる事もありますのでね、休会、備考欄にでもそういう事を入れて、書類として残るんだから入れてもいいかなと、今ふっと思ったんですが、このままでいいという意見もありますし、このままでも、こういう形で日程表というものを作るのが、そんでいいのかなと思いますので。ちょっと意見さしてもらいましたけど、このままでという事で。

委員長 それでは日程案については、これでいいという事で、異議なしと認めます。次期定例会は9月4日から9月25日までの、会期は22日ということで確認を致しておきます。委員各位には日程確保方よろしく願いを致しておきます。

次に（４）議員派遣についてを議題と致します。

事務局から説明を願います。

事務局長 議員派遣についてご説明をさせていただきます。2枚入れさせていただいておりますが、まず、参加派遣計画書でございますが、この6月から7月にかけていつも県の議長会の方で議員研修が実施されます。町議会の行政視察等の派遣に関する要綱の取扱いの手続きに沿いまして、出席議員の方から研修計画書を出していただくという事で、本日、計画書の方、各予定ごと出席者のお名前をいれさせていただきますと、議会運営委員会にご報告をさせていただきますという事で、書面で提出させていただきますという事でございます。これでご承認をしていただきましたら、もう一枚6月23日と書いてございますが、これにつきましては、参加派遣を議長の方で決定したと、議会運営委員会で決定したという事で全員協議会の方で報告をしていただく資料という事で、予定としてつけさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、本日ご決定をしていただきましたら、各出席議員さん宛には参加の依頼書、集合時間等のご案内をさせていただく予定という事で、昨年も同じ手続きを踏ませていただいております。それと同様の手続きを今回もさせていただくという事でございます。本来でしたら本会議の方で報告という事もございますが、全員協議会の方で昨年もお報告をさせていただいておりますので、そのように進めていただきますように、よろしくお願いをいたしたいと思っております。以上です。

委員長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、議員の各種研修会への参加につきましては、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱に定める取扱いにより、提出をさせていただいております。委員会として了承することよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　異議なしと認めます。
本件については議会に報告し、承認を得となっておりますが、従前どおり、全員協議会での報告をもって承認に換えさせていただくということにしたいと思っておりますが、この点についてもご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 　異議なしと認めます。議長にはよろしくお願いを致しておきます。
次に、（５）その他についてを議題と致します。
委員皆さんの方から質疑、ご意見等ございましたらお受けいたします。

三木委員 　議運でお聞きするものかどうかなんですけど、違ったらお許してください。私たち、常任委員会３つございます。委員会室で会議開いてるわけですけど、この間も建水で私は傍聴でして、議員傍聴でした。三室の方のマンションの建設で笠町と紅葉ヶ丘の人だと思うんですけど、傍聴

に来てました。それで、理事者側の発言でマイクが非常に通らないというか、聞き取りづらい。特に理事者側の人たちは、私たちは理事者がこっち向いてますので、小さくても聞き取れますけど、実際私、そこに座ってても聞き取れませんでした、私も。特に後ろで傍聴で座ってれば、理事者側の発言というのは聞こえてないと思うんですね。そういう意味でどっか工夫できないのかなと思って、マイクなりね。傍聴者に対して、我々との対話もそうですけど、マイクもうちょっと近づけてくれとか、僕なんか注意する事ありますけど、その辺ちょっと何か配慮できないものかどうか、傍聴者に対してももうちょっと、恐らくほとんど聞こえてないんじゃないかと思うんですよ。我々の委員の言葉はこういう風に発してますから、向こうで聞いているから聞こえてると思うんですけど、理事者の人たちは後ろなんで、よっぽどマイクを近づけて大きな声で言わないと聞こえないと思うんですけど、その辺改良の余地がないものかどうか、ちょっとご協議していただければなと思ひまして。

事務局長 マイクにつきましては、前回もそういう事で色々ご意見をさせていただくなかで、新しくマイクは入替えをさせていただいております。ただ、聞こえにくいのは理事者側の発言の音が小さい、それとマイクに近づいてないという事で、放送設備自体については問題がないという事で私は認識をいたしております。その辺は理事者の方で、また幹部会もごさいますので、その辺はまた報告をさせていただいて、皆さんが聞き取りやすいようにマイクに近づいてもう少し大きな声でしゃべっていただくようお願いはしたいと思ひます。

三木委員 私もね、今私が発言してるのは決して機械の事で申し上げておりません。しゃべり方さえ気を付けていただければ、この間建水では都市整備課長ですか、本当に聞こえません。その為に傍聴来てるのに、ほとんど聞こえないで帰ったんじゃないかと思う、都市整備だったかなという気もしたんで、今、局長が言われてるように、理事者側の、我々委員も含めてですけど、理事者側の方につきましては、改めてですね、マイクに

近づけてはっきりと大きな声で言えるように、お話いただけるようお願いしておきます。

委員長 松田委員。

松田委員 それに関連して、委員会だけでなしに、本会議についてもね、十分気を付けてマイクの活用なんかについては、注意するようにしてほしいと思うんですよ、ほんとに聞こえにくい時ありますよね。だから、それではどうかという風に思います。それと、総務委員会でも申し上げたんですけど、言いにくいからという事であっても言わざるを得ないと思うんですけども、本会議場におけるこの秩序維持の関係というのは議長の権限でありますからですね、ですから議長の指示に従ってやっぱり行動して欲しいと思うんですけども、6月議会における一般質問の際における理事者側の答弁も熱心にやってくれてるんですけども、どうも理事者側の出席者の中で、私語雑談をしてる人が非常に多いと。しかも目の前でされてるんですから、目立って仕方がないという状態なんですね。席の関係から見て、理事者側の関係とか議長の方から見えにくいんかも分かりません、ところが我々にしたら対面公議してるわけですから、目の前でしている状態では、どうにも、目がついて仕方がないと。それ程に出てくる事が嫌で退屈やったらもう出てこんでもいいと、もっとね、僕は真剣さが無いという風に思うんですよ、そして緊迫感が一つもないという事で、しゃべってる人は熱心にするのか分かりませんが、何か人事のような態度で居てる、という関係が目がついて仕方がない、よっぽど意見を求めて、その事で言いたいという気が、衝動にかられる向きもあったんですけども、どうしてもそうではない。そうすると、これから一人の答弁者だけでなしに、それぞれ替わってしてもらう事にせんなあかんという事も言うたりしてね、言いたいような状態があって、あんまり目立ち過ぎますので、いっぺんこれはそういう事について、本会議場におけるところの理事者側の態度、我々も含めてになるかと思うんですけども、やっぱり注意を喚起をしていってほしいという風に思うんで

す。だから、態度と並びにマイクの使用方法ですね、そういうものについて、やっぱり全体に分かるように説明をするという事が大事だと思いますから、そういう面については議長からご注意をいただく事も結構ですし、あるいは事務局がある会議の関係の時にですね、そういう事の機会があれば注意を促して、できるだけ議会秩序が保てるような関係というものを維持してもらいたい、そういう風に特にお願いをしときたいと思います、以上です。

委員長

先ほど事務局長からも答弁してますとおり、議会運営委員会で色々議論させていただいて、そういう意見があったという事は、部長会、幹部会等で発言をしていると、そういう認識でおりますし、今回のこの件につきましては、議長並びに議運の委員長からもこういう意見がありますので、という事も付け加えていただいて、しっかりと理事者側、また全協で議長からも議員皆さんに指導をして、これは議員の方ですので、やっていただきたい、そのように思います。

本会議場への出席を課長以上としておりますのは、町長の言葉を借りましたら、やはり課長もその場において、しっかりと認識してもらう、議員皆様の貴重なご意見をしっかりと認識してもらうというような意味で、あれだけの人数を出席要請を議長からしております、そういう関係も兼ねて、今松田委員がおっしゃったことですが、担当の者以外は何も聞いてないように、私もそのように感じてますし、是非とももっと真剣身をもって、本会議場には臨んでいただきたいという事を、議長からも、私が言うのおかしいんですが、事務局長通じて話していただきたい、そのように思いますので、そういう事でよろしいでしょうか。

それと、事務局も、私の方からも各委員長に、傍聴者、特に傍聴者がいる場合は、そういう面で聞こえにくい可能性があるという事を常に思いながら、答弁についてしっかりと答弁するように、委員長からもくれぐれも注意するようという事を申し添えたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 議長の方から何か報告することはありませんか。

(な し)

委員長 事務局の方からは。

事務局長 各議員さんのレターケースの方に本を入れさせてもらっています。こういう色じゃないんですけど、青い色で、第2次地方議会活性化研究会の方から分権時代に対応した新たな町村議会の活性化対策ということで、青い冊子入れさせてもらっています。事務局の方については、その関係の資料集を一緒にいただいておりますので、中の方を見ていただいて、もし資料等が要るようであれば、事務局の方に備え付けておりますので、参考資料という形で事務局はいただいております。ちょっと分厚いんですけど、内容は同じでございます、ただ資料集が入っているという事でございますので、またご指摘ございましたら、その分また抜粋させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 ピンクの分が入ってるのか。

事務局長 これは分かるようにという事でピンク色になってますけど、この半分は資料なんです。それ以外は全く同じでブルーでお渡しさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。集計した資料でございますので、よろしくお願ひします。

委員長 事務局長の方から説明があった通りなんですが、あの冊子については

私もまだ見てないんですが、同僚議員がこの前からホームページ上で見て、何か色々勉強したいというような話もしてましたので、また是非とも皆さん目を通していただいて、あの件についても、ご意見がありましたらまたその他の意見を聞かせていただきたい。そしてその資料についても、局長の方で説明したとおり、ございますので、整理していただければありがたいなと思いますので、よろしく願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に質疑、意見がなければ、その他についても、これをもって終わります。

なお、お手元に配布させていただいておりますように、当委員会における閉会中の継続審査案件について議長に申出を致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお願いを致します。

以上をもって、本日予定していました議事は全て終了いたしました。

なお、議会最終日には、特段の審議をお願いすることがなければ、全員協議会の前に議運は開催しないということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 もし、議会運営委員会を開く必要が生じたときには、正副委員長の判断で開催をさせていただくことになることもある、ということをお

含みをいただいております。

また、本日の会議の報告のとりまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは、本日の議会運営委員会はこれをもって終了といたします。どうも皆さんご協力ありがとうございました。

(午前10時07分 閉会)
